

令和六年九月

令和六年九月文京区議会定例議会議案

文  
京  
区



目次

議案第十 六号	文京区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第十 七号	文京区財産価格審議会条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第十 八号	文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例	11 頁
議案第十 九号	文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例	13 頁
議案第二十 十号	文京区立幼稚園型認定こども園条例	15 頁
議案第二十 一号	損害賠償額の決定について	25 頁



議案第十六号

文京区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年九月四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

文京区長等の退職手当に関する条例（昭和三十四年十二月文京区条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（都職員等から引き続いて副区長等に選任された者に係る退職手当の特例）

第五条 都職員等（職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）第二条又は国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）を退職した者（当該退職により、職員の退職手当に関する条例又は国家公務員退職手当法（以下「都退職手当条例等」という。）の規定による退職手当の支給を受ける者を除く。）で当該退職の日又はその翌日に副区長又は教育委員会教育長（以下「副区長等」という。）に選任されたもの（以後引き続き副区長等の退職の日又はその翌日に副区長等に選任された場合を含む。）については、その者の都退職手当条例等に規定する都職員等としての勤続期間は、副区長等としての勤続期間に通算する。

2 前項に規定する者の退職手当の額は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 副区長等に選任された日から退職した日（副区長等から引き続き副区長等に選任された場合は、副区長

等としての最終の退職の日。以下この号において同じ。）までの勤続期間及び退職した日におけるその者の副区長等としての給料月額を基礎として、前二条の規定の例により計算した額

二 前項の規定により副区長等としての勤続期間に通算される都職員等としての勤続期間及び副区長等に選任される直前の都職員等を退職した日に受けていたその者の給料又は俸給の月額（当該給料又は俸給の月額に改定があつた場合には、副区長等としての最終の退職の日における改定後の給料又は俸給の月額）に相当する額を基礎として、職員の退職手当に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十一号）の規定の例により計算した額

3 第一項に規定する者が副区長等を退職した場合において、その者が当該退職の日又はその翌日に再び副区長等に選任されたときは、引き続き在職したものとみなし、第二条の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。

4 第一項に規定する者が副区長等を退職した場合において、その者が当該退職の日又はその翌日に再び都職員等となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区長等の退職手当に関する条例第五条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

(説明)

都職員等から引き続いて副区長等に選任された者に係る退職手当の特例を設けるため、本案を提出いたします。



議案第十七号

文京区財産価格審議会条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年九月四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区財産価格審議会条例の一部を改正する条例

文京区財産価格審議会条例（昭和三十二年四月文京区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「付属機関」を「附属機関」に、「おく」を「置く」に改める。

第二条第二項第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第四条ただし書中「但し」を「ただし」に、「さまたげない」を「妨げない」に改める。

第五条第一項中「副区長」を「総務部を担任する副区長」に改める。

第七条第一項中「おく」を「置く」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

文京区副区長定数条例（平成十九年三月文京区条例第八号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案

を提出いたします。

議案第十八号

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

文京区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月文京区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十六条第一項」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第九条の二中「法第五十二条」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第九条の三中「法第五十二条の二」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第九条の四中「法第五十三条」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第九条の五中「及び第五十四条の三第三項から第五項まで」を「並びに第五十四条の三第四項及び第七項から

第九項まで」に改める。

第九条の六中「法第五十四条の二」の下に「及び第五十四条の三第四項」を加える。

第二十三条第一項中「六箇月」を「六月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納

付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として一年）」に改める。

第二十七条中「第九項」を「第五項」に、「若しくは虚偽の届出をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定

により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を「又は虚偽の届出をした者」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年十二月二日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区国民健康保険条例第二十三条の規定は、令和六年度分の保険料のうち令和六年十二月以後の期間に係るもの及び令和七年度以後の年度分の保険料について適用し、令和六年度分の保険料のうち令和六年十一月以前の期間に係るもの及び令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(説 明)

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十九号

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中54の7の項を54の9の項とし、54の2の項から54の6の項までを二項ずつ繰り下げ、54の項の次に次のように加える。

3の54	2の54		
建築基準法施行令第三百三十七条の十二第六項の規定による既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築基準法施行令第三百三十七条の十二第六項の規定による既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	二万八千円
建築基準法施行令第三百三十七条の十二第七項の規定による既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料		認定申請のとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)等の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を追加するため、本案を提出いたします。

議案第二十号

文京区立幼稚園型認定こども園条例

右の議案を提出する。

令和六年九月四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立幼稚園型認定こども園条例

(目的)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、文京区立幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることにより、小学校就学前の幼児に対して一貫した教育及び保育を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 教育及び保育 法第六条の規定により行う教育及び保育をいう。
- 二 幼稚園 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。
- 三 保育機能施設 法第二条第四項に規定する保育機能施設をいう。
- 四 一号認定利用 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一号の区分に該当する幼児の保護者が市町村（特別区を含む。以下同じ。）から同法第二十条第一項の規定による認定を受けている場合に、当該幼児が満三歳に達した日の翌日以後における最初の四月一日から小学校就学の始期に達する

までの期間に幼稚園型認定こども園を利用することをいう。

五 二号認定利用 子ども・子育て支援法第十九条第二号の区分に該当する幼児の保護者が市町村から同法第二十条第一項の規定による認定を受けている場合に、当該幼児が満三歳に達した日の翌日以後における最初の四月一日から小学校就学の始期に達するまでの期間に幼稚園型認定こども園を利用することをいう。

六 三号認定利用 子ども・子育て支援法第十九条第二号又は第三号の区分に該当する幼児の保護者が市町村から同法第二十条第一項の規定による認定を受けている場合に、当該幼児が満一歳に達した日の翌日以後における最初の四月一日から満三歳に達した日以後における最初の三月三十一日までの期間に幼稚園型認定こども園を利用することをいう。

(設置等)

第三条 幼稚園型認定こども園を別表のとおり設置する。

2 幼稚園型認定こども園は、幼稚園及び当該幼稚園と一体的に設置された保育機能施設により構成する。

(運営)

第四条 幼稚園型認定こども園は、法第三条第四項第一号ロの規定に該当する施設として運営する。

(事業)

第五条 幼稚園型認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

一 教育及び保育

二 預かり保育

三 延長保育

四 年末保育

五 子育て支援事業

六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めたと事業

（休園日）

第六条 幼稚園型認定こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めたと  
き（第十四条の規定による年末保育を行うときを含む。）は、これを変更し、又は臨時に休園日を定めること  
ができる。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開園時間）

第七条 幼稚園型認定こども園の開園時間は、午前七時十五分から午後七時十五分までとする。ただし、委員  
会は、特に必要があると認めたとときは、これを変更することができる。

（教育及び保育の対象）

第八条 幼稚園型認定こども園における教育及び保育は、満一歳に達した日の翌日以後における最初の四月一  
日から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に行うものとする。

（教育及び保育を行う日及び時間）

第九条 幼稚園型認定こども園における教育及び保育は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定  
める日及び時間に行うものとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めたとときは、これを変更すること  
ができる。

一 一号認定利用 月曜日から金曜日まで（別に定める日を除く。）の学校教育法施行規則（昭和二十二年文  
部省令第十一号）第三十八条に規定する教育課程に係る教育時間

二 二号認定利用及び三号認定利用（以下「二号・三号認定利用」という。） 月曜日から土曜日までの午前七時十五分から午後六時十五分までの範囲内の時間

（教育及び保育の実施基準）

第十条 一号認定利用に係る教育及び保育は、子ども・子育て支援法第十九条第一号の区分に該当する幼児の保護者が同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を受けた場合（当該幼児が区の区域内（以下「区内」という。）に居住する場合に限る。）に行うものとする。

2 二号・三号認定利用に係る教育及び保育は、子ども・子育て支援法第十九条第二号又は第三号の区分に該当する幼児の保護者が同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を受けた場合（二号認定利用に係る教育及び保育にあつては、当該幼児が区内に居住する場合に限る。）に行うものとする。

（保育料）

第十一条 委員会は、前条第一項に規定する一号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保護者から文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号）第五条第一項に規定する額を徴収する。

2 区長及び教育委員会（以下「区長等」という。）は、前条第二項に規定する二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保護者から文京区保育所における保育に関する条例（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）第五条第一項から第三項までの規定により得られた額を徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により教育及び保育を受けた三号認定利用に係る幼児の保護者が区の区域外に居住する場合は、区長は、当該保護者から当該保護者の居住する市町村が定める額を徴収する。

（預かり保育）

第十二条 第五条第二号に規定する預かり保育は、第十条第一項に規定する一号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保護者が第九条第一号に規定する時間のほかに教育活動を希望する場合に、当該幼児につい

て行うものとする。

2 前項の規定による預かり保育に係る保育料（以下「預かり保育料」という。）の額は、文京区立幼稚園使用条例第五条第二項及び第三項に規定する額とする。

3 前二項に定めるもののほか、預かり保育に関し必要な事項は、別に定める。

（延長保育）

第十三条 第五条第三号に規定する延長保育は、第十条第二項に規定する二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保護者が第九条第二号に規定する時間のほかに保育を必要とする場合に、当該幼児について行うものとする。

2 前項の規定による延長保育に係る利用料（以下「延長保育利用料」という。）の額は、文京区保育所における保育に関する条例第六条の規定により得られた額とする。

3 前二項に定めるもののほか、延長保育に関し必要な事項は、別に定める。

（年末保育）

第十四条 第五条第四号に規定する年末保育は、第十条第二項に規定する二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保護者が十二月二十九日及び三十日（日曜日を除く。）の午前七時十五分から午後六時十五分までの間の保育を必要とする場合に、当該幼児について行うものとする。

2 前項の規定による年末保育に係る費用については、これを徴収しない。

3 前二項に定めるもののほか、年末保育に関し必要な事項は、別に定める。

（保育料等の額の通知）

第十五条 区長等は、第十一条の規定により徴収する保育料、預かり保育料若しくは延長保育利用料（以下「保育料等」という。）の額を決定したとき又はその額を変更したときは、保護者に通知しなければならない。

(納期限)

第十六条 保護者は、前条の規定により通知された保育料等を指定された期限までに納付しなければならない。

(督促)

第十七条 区長等は、保護者が納期限までに保育料等を納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

(保育料等の減免)

第十八条 区長等は、保育料等の納付につき、特に必要があると認めるときは、申請に基づきその保育料等を減額し、又は免除することができる。

(保育料等の不還付)

第十九条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、区長等がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(給食の提供)

第二十条 幼稚園型認定こども園においては、入園している幼児に対し、給食を提供する。

(子育て支援事業)

第二十一条 幼稚園型認定こども園は、第五条第五号に規定する子育て支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- 一 子育てをしている保護者同士の交流の場及び子どもの遊び場の提供
- 二 子育て家庭の保護者等に対する相談及び助言
- 三 前二号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認められた事業

(委任)

第二十二条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 文京区立認定こども園元町幼稚園の利用に関し必要な手続その他の準備については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「文京区立幼稚園」の下に「及び幼稚園型認定こども園」を加え、同項第二号中「文京区立幼稚園」の下に「、幼稚園型認定こども園」を加える。

(文京区職員定数条例の一部改正)

4 文京区職員定数条例(昭和五十年三月文京区条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「含む。」を「含む。以下同じ。」及び幼稚園型認定こども園」に、「及び監査委員」を「並びに監査委員」に改める。

第二条第一項の表四の項中「学校」の下に「及び幼稚園型認定こども園」を加える。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

5 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年三月文京区条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「文京区立幼稚園」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園」を加える。

(文京区立認定こども園条例の一部改正)

6 文京区立認定こども園条例（平成二十七年十月文京区条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文京区立認定こども園（」の下に「文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年 月文京区条例第 号）第三条第一項に規定する幼稚園型認定こども園を除く。」を加える。

（文京区立学校設置条例の一部改正）

7 文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「幼稚園」の下に「（文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年 月文京区条例第 号）第三条第一項に規定する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を除く。以下同じ。）」を加える。

別表一の部文京区立湯島幼稚園の項を削る。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

8 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「文京区立幼稚園」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園」という。）」を加える。

（幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

9 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「文京区立幼稚園」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園」を加える。

（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

10 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「文京区立幼稚園」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園」という。）」を

加える。

別表（第三条関係）

名 称	位 置
文京区立認定こども園元町幼稚園	東京都文京区本郷一丁目一番十九号

（説明）

区立認定こども園元町幼稚園を新設するため、本案を提出いたします。



議案第二十一号

損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和六年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり損害を賠償する。

記

一 賠償の理由

令和三年十一月五日に文京区立指ヶ谷小学校において発生した受付窓口業務従事者事故に關し、令和六年三月十八日付けで和解した当該事故の被害者の入通院治療費等について、相手方が医療給付を行ったことにより、損害賠償請求権を代位取得したため

二 賠償金額

金千八十一万千八百八円

三 相手方

東京都千代田区飯田橋三丁目五番一号東京区政会館十五階から十七階まで

東京都後期高齢者医療広域連合

右記代表者 連合長 吉住健一

(説明)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第十三号の規定により、本案を提出いたします。